

令和元年度
第1回さいたま市国民健康保険
運営協議会

協議・報告事項

資 料

令和元年8月29日(木)
ときわ会館 5階大ホール

目 次

- (1) 国民健康保険
運営協議会について・・・・・・・・ 1
- (2) 平成30年度の
決算見込について・・・・・・・・ 5
※議会承認前のため取扱に注意してください
- (3) 国民健康保険税の
収納対策について・・・・・・・・ 12
- (4) その他・・・・・・・・ 15

協議・報告事項

(1) 国民健康保険 運営協議会について

国民健康保険運営協議会に関する法令

○国民健康保険法（抄）

（昭和33年12月27日法律第192号）

（国民健康保険運営協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令（抄）

（昭和33年12月27日政令362号）

（国民健康保険運営協議会の組織）

第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもって組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。

3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○さいたま市国民健康保険条例(抄)

(平茂13年5月1日条例第185号)

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 8人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 8人
- (3) 公益を代表する委員 8人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

○さいたま市国民健康保険条例施行規則(抄)

(平成13年5月1日規則第129号)

第2章 国民健康保険運営協議会

(所掌事項)

第2条 条例第2条に規定する国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 国民健康保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関する事項
- (4) 保健事業の実施に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が国民健康保険事業の運営上重要なものと認める事項

(委員の委嘱)

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

2 委員が辞職をしようとするときは、市長に申し出なければならない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員定数の過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書記)

第6条 協議会に書記を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の指揮を受け、協議会の庶務に従事する。

(会議録)

第7条 会長は、会議録を調製しなければならない。

2 会長は、会議の結果を、市長に報告しなければならない。

(その他)

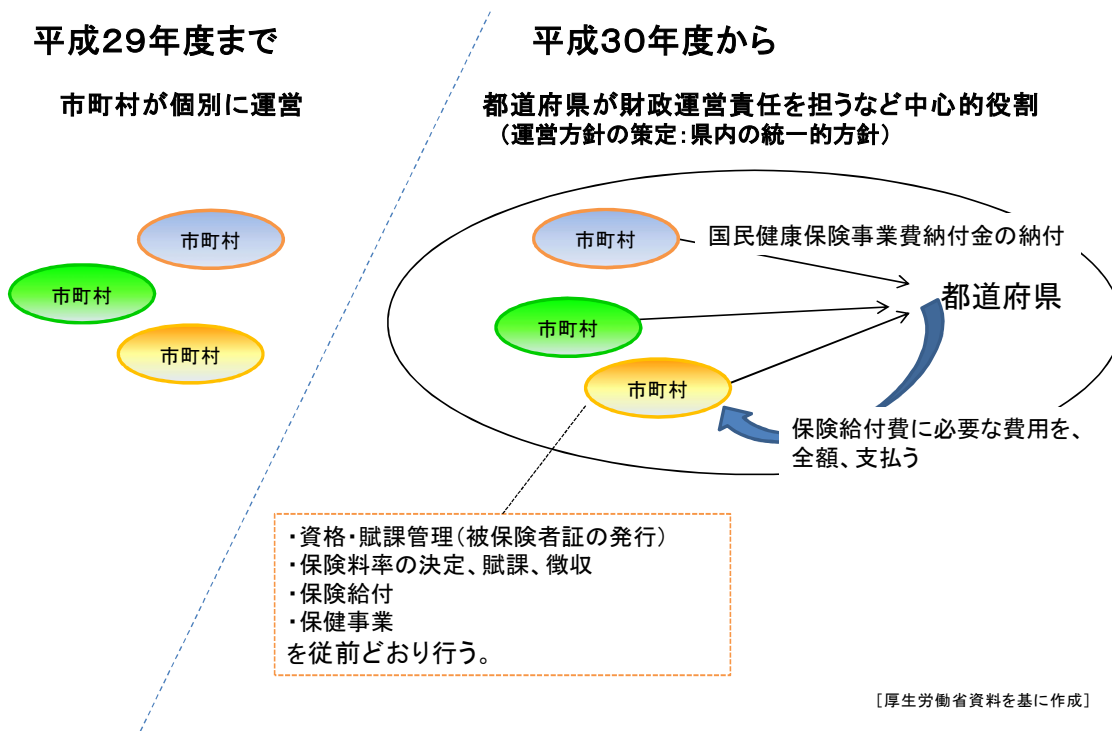
第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

協議・報告事項

(2) 平成30年度の 決算見込みについて

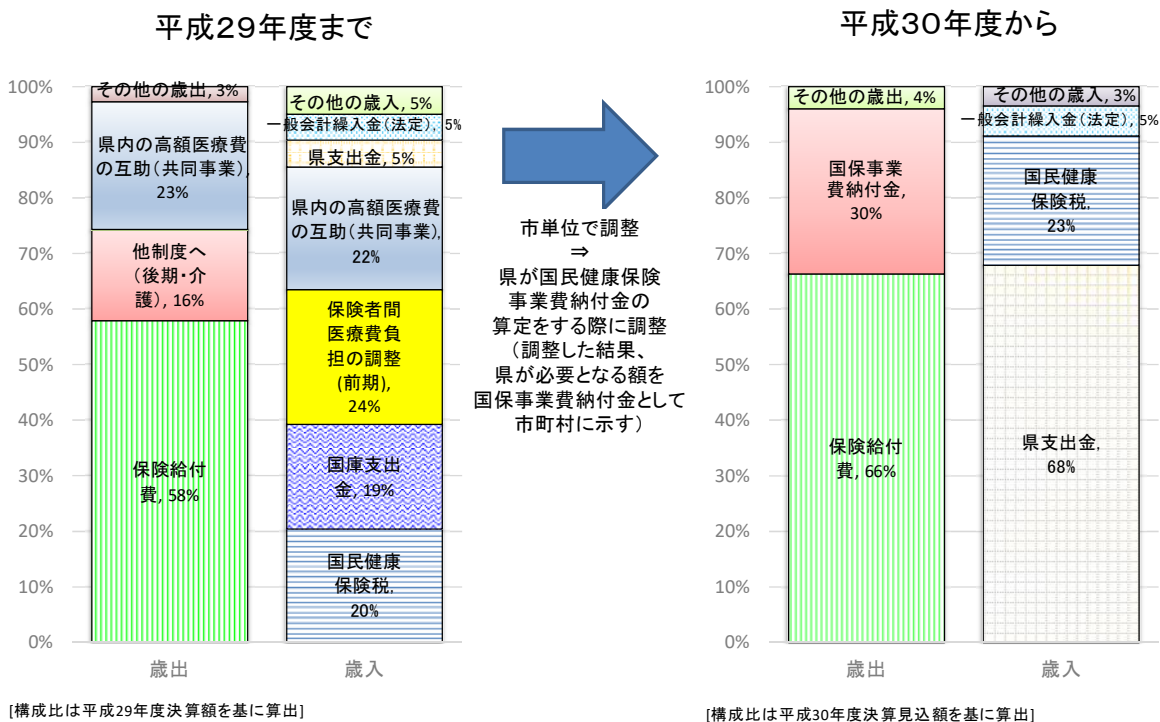
※議会承認前のため取扱いに注意してください

1 国民健康保険の都道府県単位化



さいたま市国民健康保険運営協議会

2 都道府県単位化に伴う国保財政の変化



さいたま市国民健康保険運営協議会

3 決算額前年度比較(歳入)

○歳入

	平成 29 年度		平成 30 年度		対前年 30/29
	決算額(円)	構成比(%)	決算見込額(円)	構成比(%)	
① 国民健康保険税	26,226,161,301	20.4	25,058,828,456	23.1	▲4.5%
② 国庫支出金	24,242,979,156	18.9	3,005,000	0.0	▲100.0%
③ 療養給付費等交付金	1,056,523,329	0.8	-	0.0	皆減
● 前期高齢者交付金	31,191,216,579	24.3	-	0.0	皆減
④ 県支出金	6,203,486,084	4.8	73,003,357,350	67.4	1076.8%
⑤ 一般会計繰入金	7,993,538,150	6.2	6,339,573,519	5.9	▲20.7%
法定繰入金	6,033,725,150	4.7	5,826,275,384	5.4	▲3.4%
法定外繰入金	1,959,813,000	1.5	513,298,135	0.5	▲73.8%
決算補填等目的	1,001,295,000	0.8	-	0.0	皆減
決算補填等以外の目的	958,518,000	0.7	513,298,135	0.5	▲46.4%
⑥ 基金繰入金	1,238,583,000	1.0	1,097,857,829	1.0	▲11.4%
⑦ 繰越金	978,496,076	0.8	2,026,902,847	1.9	107.1%
● 共同事業交付金	28,355,331,373	22.0	-	0.0	皆減
⑧ その他	1,078,675,854	0.8	761,366,915	0.7	▲29.4%
合計	128,564,990,902	100.0	108,290,891,916	100.0	▲15.8%

※その他:財産収入、諸収入

※構成比については、端数処理を行っている

さいたま市国民健康保険運営協議会

4 決算額前年度比較(歳出)

○歳出

	平成 29 年度		平成 30 年度		対前年 30/29
	決算額(円)	構成比(%)	決算見込額(円)	構成比(%)	
① 総務費	1,283,714,095	1.0	1,340,299,421	1.3	4.4%
② 保険給付費	73,307,462,409	57.9	71,796,574,180	66.3	▲2.1%
③ 国民健康保険事業費納付金	-	0.0	32,169,409,444	29.7	皆増
● 後期高齢者支援金等	14,932,820,574	11.8	-	0.0	皆減
● 前期高齢者納付金等	54,382,399	0.1	-	0.0	皆減
● 老人保健拠出金等	268,194	0.0	-	0.0	皆減
● 介護納付金	5,723,678,524	4.5	-	0.0	皆減
⑤ 共同事業拠出金	29,140,141,347	23.0	-	0.0	皆減
⑥ 保健事業費	990,598,838	0.8	962,066,503	0.9	▲2.9%
⑦ その他	1,105,021,675	0.9	1,986,927,588	1.8	79.8%
合計	126,538,088,055	100.0	108,255,277,136	100.0	▲0.1

※その他:基金積立金、公債費、諸支出金、予備費

※構成比については、端数処理を行っている

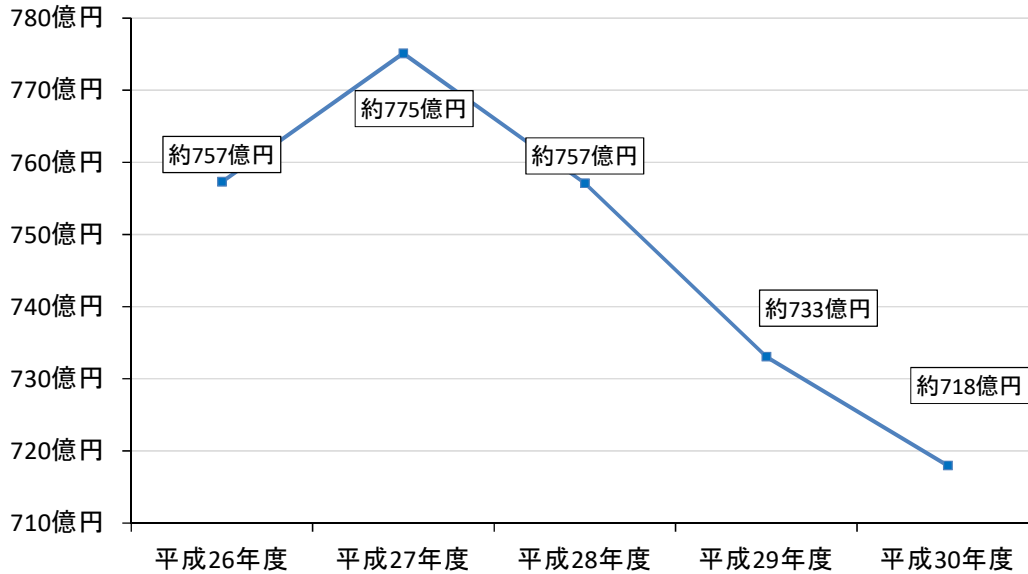
○翌年度繰越額(歳入-歳出)

	歳入(円)	歳出(円)	翌年度繰越額
平成29年度	128,564,990,902	126,538,088,055	2,026,902,847
平成30年度	108,290,891,916	108,255,277,136	35,614,780

平成30年度は必要額のみを繰り入れることで「国保財政の見える化」を行っています。
必要額のみを繰り入れることで、翌年度繰越額が大幅に減少しています。

さいたま市国民健康保険運営協議会

5 保険給付費の推移

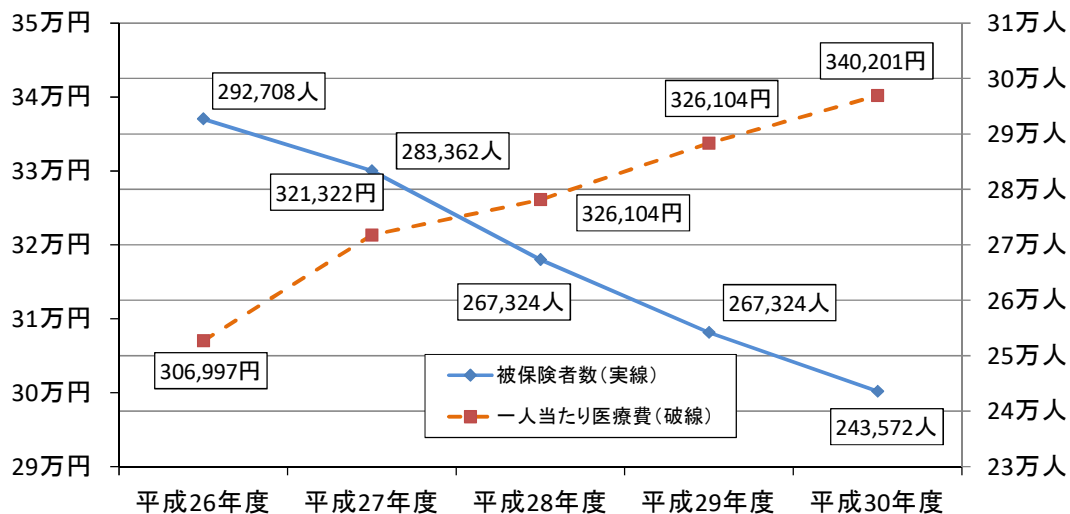


※平成30年度は見込額

被保険者数の減少等により、保険給付費の総額は減少となりました。
(前年比 約15億円の減)

さいたま市国民健康保険運営協議会

6 被保険者数と一人当たり医療費の推移



※平成30年度は見込額
※一人当たり医療費は年間医療費総額を年間平均被保険者数で除したもの
※被保険者数は年度末現在

加入者の高齢化等により被保険者数は減少しました。
(前年度比 23,752人の減)
また、高齢化の進展等により一人当たり医療費は増加しています。
(前年度比 14,097円の増)

さいたま市国民健康保険運営協議会

7 被保険者数の増減内訳

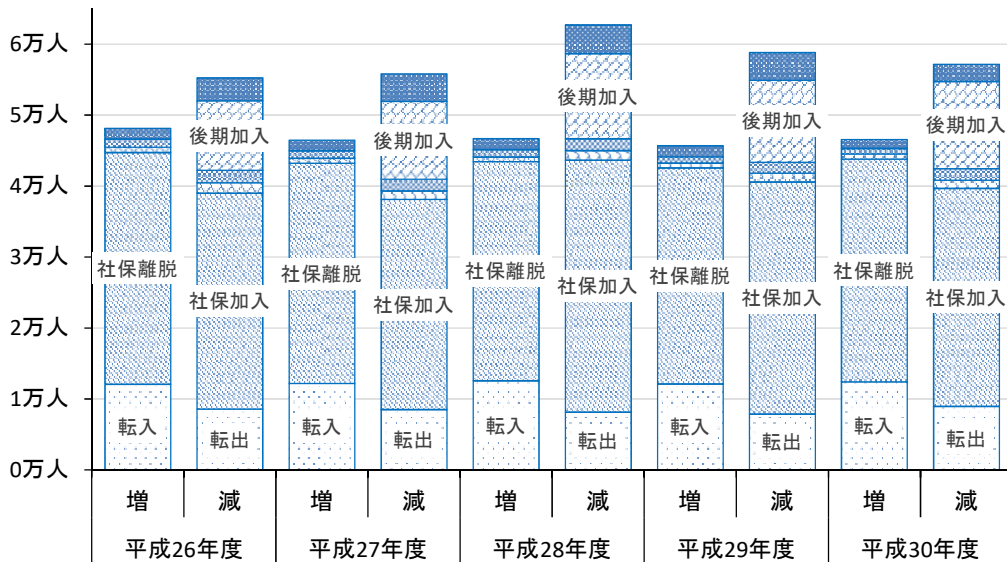
異動事由	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	
増	転入	12,067	25.1	12,183	26.2	12,560	26.9	12,125	26.5	12,426	26.7
	社保離脱	32,682	67.9	31,022	66.8	30,871	66.1	30,458	66.7	31,380	67.4
	生保廃止	741	1.5	726	1.6	680	1.5	658	1.4	726	1.6
	増出	1,135	2.4	1,051	2.2	1,037	2.2	888	2.0	766	1.7
	後期高齢者離脱	2	-	3	-	2	-	3	-	9	-
	その他	1,500	3.1	1,476	3.2	1,518	3.3	1,557	3.4	1,247	2.7
増の合計	48,127	100.0	46,461	100.0	46,668	100.0	45,689	100.0	46,554	100.1	
減	転出	8,613	15.6	8,519	15.3	8,168	13.0	7,880	13.4	8,975	15.7
	社保加入	30,399	55.0	29,609	53.1	35,462	56.5	32,710	55.6	30,702	53.7
	生保開始	1,480	2.7	1,213	2.2	1,364	2.2	1,235	2.1	1,136	2.0
	死亡	1,733	3.1	1,641	2.9	1,670	2.7	1,529	2.6	1,650	2.9
	後期高齢者加入	9,778	17.7	10,954	19.6	11,994	19.1	11,545	19.6	12,292	21.5
	その他	3,236	5.9	3,871	6.9	4,048	6.5	3,922	6.7	2,419	4.2
計	55,239	100.0	55,807	100.0	62,706	100.0	58,821	100.0	57,174	100.0	
増-減	▲7,112		▲9,346		▲16,038		▲13,132		▲10,620		

※構成比については、端数処理を行っている

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表より

さいたま市国民健康保険運営協議会

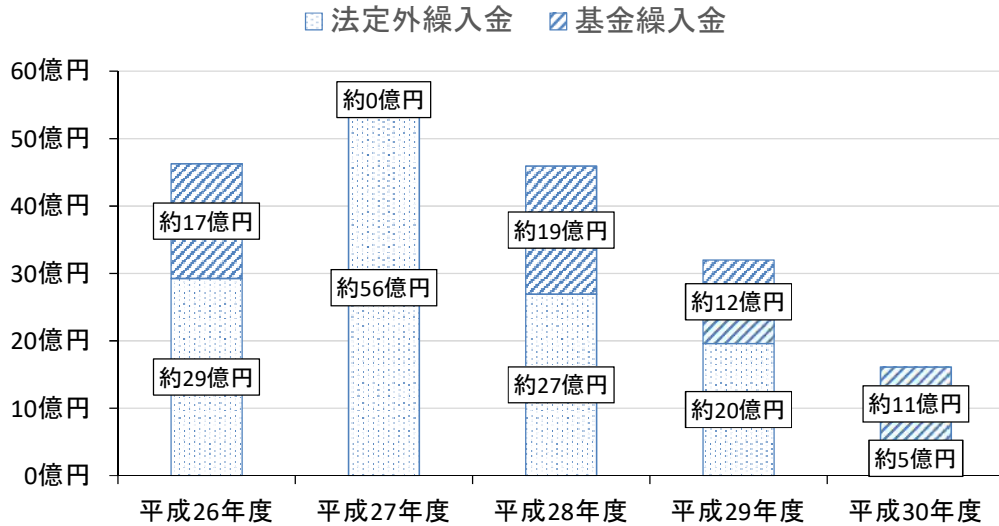
8 被保険者数の増減内訳(グラフ)



- ・国民健康保険の資格取得者より資格喪失者の方が多い傾向です。
- ・平成28年度に「社会保険の適用拡大」により被保険者数が大きく減少し、その後、減少は鈍化しております。
- ・後期高齢者医療制度への加入に伴う被保険者の減少が拡大傾向にあります。

さいたま市国民健康保険運営協議会

9 法定外繰入金と基金繰入金の推移



○ 年度末基金残高

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4,164,105,586	4,932,962,316	4,086,337,216	3,770,744,340	3,136,330,512

※平成30年度は見込額

さいたま市国民健康保険運営協議会

10 平成30年度 一般会計繰入金(法定外)の理由

決算補填等目的							
決算補填目的のもの		保険者の政策によるもの			過年度の赤字によるもの		
保険料の収納不足のため	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	累積赤字補填のため	公債費等、借入金利息	小計
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	①~⑦(円)
0	0	0	0	0	0	0	0

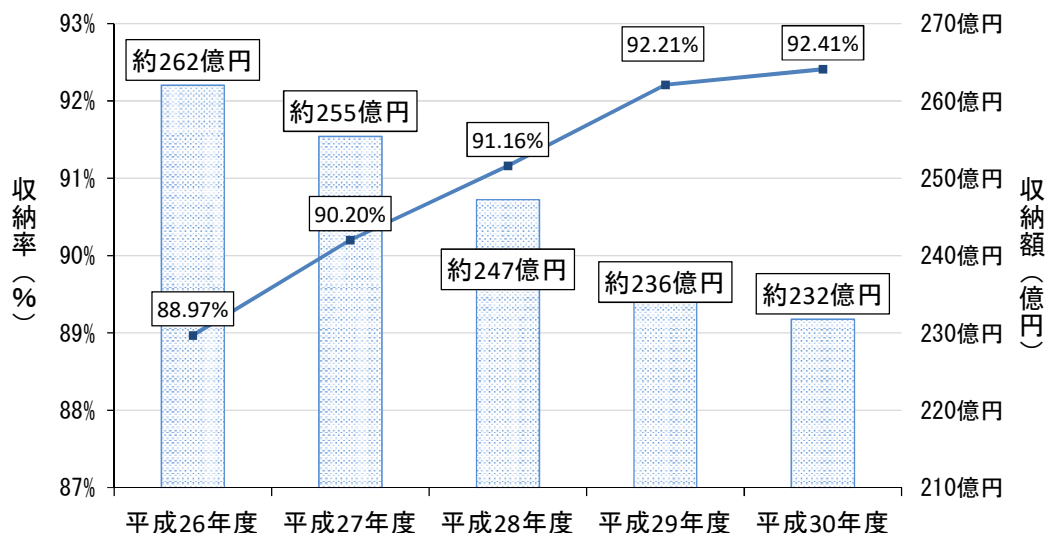
決算補填等以外の目的									
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他	小計	合計
⑧ (円)	⑨ (円)	⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑧~⑮(円)	⑯=①~⑮(円)
11,202,000	104,225,000	397,871,135	0	0	0	0	0	513,298,135	513,298,135

※平成30年度国保事業実施状況報告書より
※いずれの額も見込額

埼玉県国民健康保険運営方針で定められた解消・削減すべき赤字(決算補填等目的の法定外一般会計繰入金)はありませんが、基金からの繰入を行っております。(約11億円)

さいたま市国民健康保険運営協議会

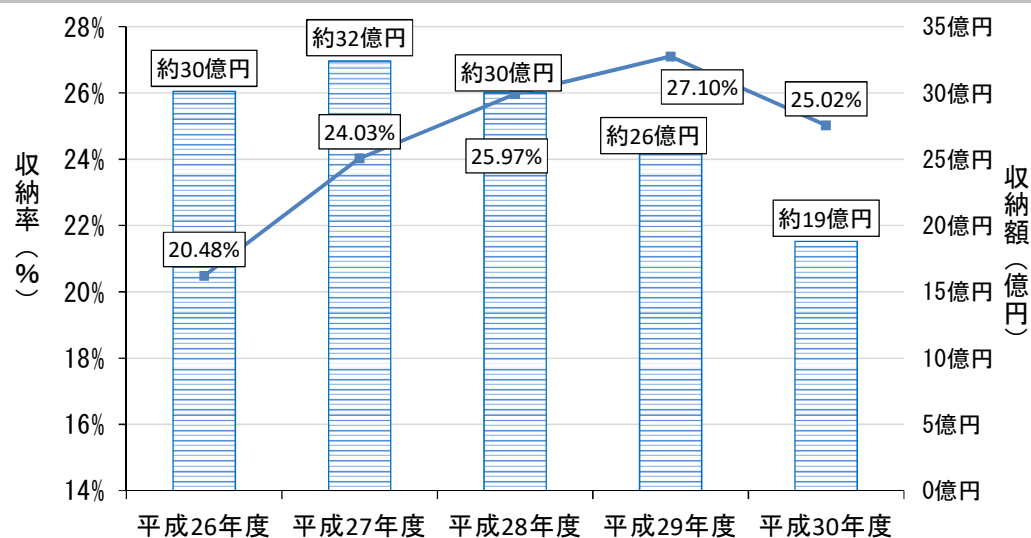
11 収納率及び収納額の推移(現年課税分)



※平成30年度は見込額

現年課税分の収納率はコンビニ収納及び口座振替の推進、マルチペイメントの導入等により伸びていますが、収納額は被保険者数及び調定額の落込みにより減少しています。

12 収納率及び収納額の推移(滞納繰越分)



※平成30年度は見込額

滞納繰越分の収納率は、徹底した財産調査及び厳格な滞納処分を行っておりますが、徴収困難な案件もあり、収納率の向上には至りませんでした。

協議・報告事項

(3) 国民健康保険税の 収納対策について

さいたま市国民健康保険税の徴収について

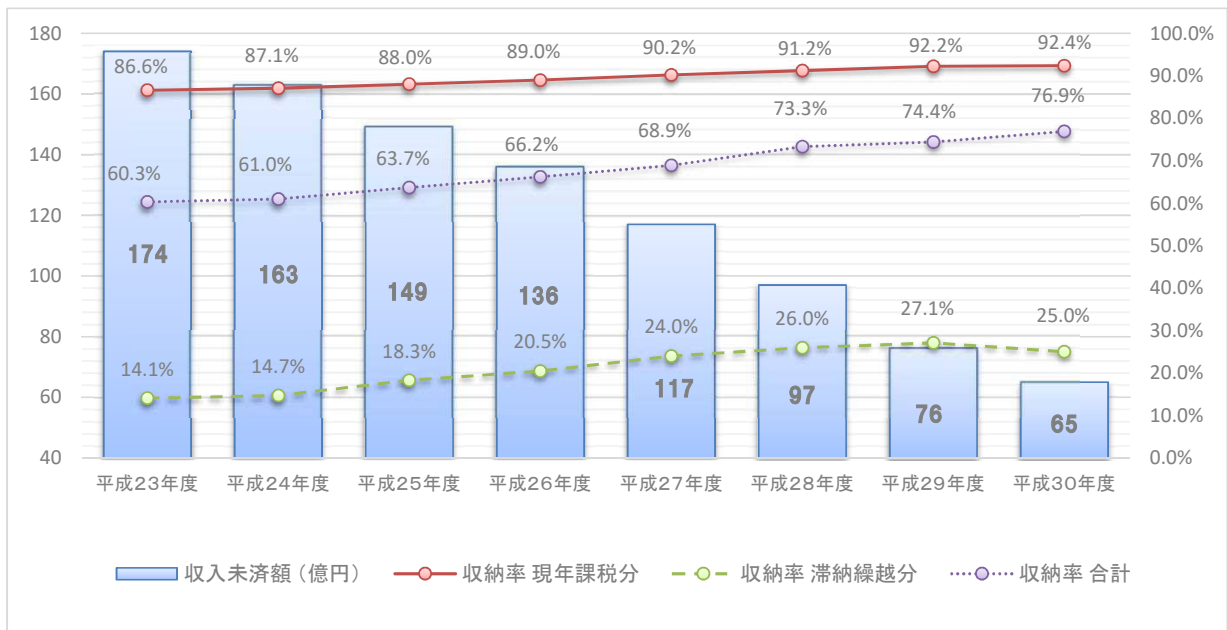
1 さいたま市の現状

① 国保被保険者数と滞納者数の推移

年 度	全世帯	課税対象世帯	滞納世帯	課税世帯に対する滞納世帯の割合
平成23年度	530,099	211,936	58,949	27.81%
平成24年度	536,222	212,517	57,650	27.13%
平成25年度	537,263	213,302	54,847	25.71%
平成26年度	545,900	212,172	50,548	23.82%
平成27年度	553,920	210,664	47,323	22.46%
平成28年度	563,239	207,630	42,977	20.70%
平成29年度	573,789	201,146	37,932	18.85%
平成30年度	583,469	197,212	35,885	18.19%

※平成30年度は、決算見込み

② 収納率、収入未済額の推移



③ 差押及び執行停止の推移

差 押	給与 (賞与含む)	年金	生命保険 簡易保険	預貯金	不動産	動産	所得税 還付金	その他	合計
平成29年度	855件	30件	324件	1,287件	186件	3件	127件	109件	2,921件
平成30年度	658件	24件	244件	1,087件	110件	9件	78件	52件	2,262件

執行停止	1号(財産なし)	2号(生活困窮)	3号(所在不明)	計
平成29年度	701,938,656円	82,196,939円	35,032,190円	819,167,785円
平成30年度	638,646,750円	64,834,626円	30,840,768円	734,322,144円

2 さいたま市の徴収体制

平成20年度に後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、納付率の高い高齢者が国民健康保険から脱退、又、税率の改正も起因し、平成20年度から収納率は低下傾向に転じた。

そのため、国民健康保険税の徴収については、各区保険年金課の業務から市税徴収部門において徴収強化し財源確保を図ることとし、平成23年度には、既存の徴収組織を再編し、滞納整理の段階ごとに組織的に対応する機能分担型の「債権整理推進室（部）」を設置し市税と併せて国民健康保険税の徴収に取り組んできた。

さらに、令和2年1月から、市税事務所を開設し、これまでの機能分担型の滞納整理に加え、新規滞納の早期完結を目指す現年及び新滞繰を担当する係、滞納3年目以降の累積・長期化した困難事案の見極めを行い完結を目指す係、高額事案を徹底した調査と高度な滞納整理手法により完結を目指す係を設置し、「滞納段階別」機能分担型を導入による更なる収納率の向上を目指す。

3 令和元年度（平成31年度）さいたま市国民健康保険税収納対策基本方針

(1) 目標

- | | | | | | | |
|---------|-----------------------------|---------|-------|---------|----|---------|
| ① 収納率 | 現年課税分 | 92.5%以上 | 滞納繰越分 | 27.5%以上 | 合計 | 78.8%以上 |
| ② 収入未済額 | 54億7千万円以下 | | | | | |
| | （平成30年度決算（見込み）から10億3千万円の圧縮） | | | | | |

(2) 徴収に関する取組事項

① 基本的な考え方

ア 現年課税分対策

収納率向上及び収入未済額の圧縮を図るためには、新規滞納の発生を抑制するとともに、累積滞納を未然に防止することが重要である。そのため、口座振替加入の促進及び納付機会の拡大を図ることにより、自主納付、納期内納付を促進する。

イ 滞納繰越分対策

徹底した財産調査及び厳格な滞納処分を行いその上で滞納処分の停止及び即時消滅を的確に行うなど、事案の早期完結を図る取組を推進する。

② 組織一体となった納税催告

- ・納期限後、約1か月後に納付されない方に発付する督促状や、現年催告書を年9回（4、5、7、8、9、10、12月、翌年2、3月）発送、並行して納税催告センターにおいて、納税の呼びかけを行う。
- ・過年催告書を年3回（6月、9月、翌年2月）発送

③ 滞納処分の推進

④ 納税緩和措置の的確な運用

⑤ 納期内納付の促進及び納付機会の拡大

- ・毎月最終日曜に「日曜納税窓口」の開設
- ・口座振替未登録者に対し、口座振替のご案内の送付
- ・コンビニエンスストア納付
- ・平成30年4月から導入された「ペイジー収納」、「クレジット収納」のPR

(3) 徴収環境の整備に関する取組事項

① 国・県との連携

② 国民健康保険課及び保険年金課との連携

ア 短期被保険者証や資格証明書の交付

イ 国保資格の適正化

ウ 口座振替加入率向上対策の実施

③ 人材育成及び体制づくり

協議・報告事項

(4) その他

令和元年度国民健康保険運営協議会日程(案)

	日 時	内 容
本日	令和元年 8月29日(木) 14:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保健運営協議会について ・平成30年度の決算見込について ・国民健康保険税の収納対策について
予定	令和元年10月24日(木) 14:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険制度に係る現状と課題 ・特定健康診査等実施計画・データヘルス計画について
予定	令和元年12月26日(木) 14:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の国民健康保険税の見直しについて(諮問・答申) ・令和2年度の国民健康保険財政等について ・翌年度のスケジュールについて <p>※左記日程の内、1回から2回開催予定</p>
	令和2年 1月16日(木) 14:00～	
	令和2年 1月23日(木) 14:00～	

検討案件によっては、開催回数が変わる場合があります。

令和元年度 第1回さいたま市国民健康保険運営協議会

次 第

日時 令和元年8月29日(木) 午後2時20分

場所 ときわ会館 5階 大ホール

1 開 会

2 職員紹介

3 協議・報告事項

- (1) 国民健康保険運営協議会について
- (2) 平成30年度の決算見込について
- (3) 国民健康保険税の収納対策について
- (4) その他

4 閉 会